

那覇市行政サービス品質方針

本市は、那覇市総合計画の基本構想におけるまちづくりの将来像やめざすまちの姿を実現するため、行政サービス及び事務の品質に関し、ISO9001 認証適用時の品質方針を基本的な考え方として引き続き位置づけるとともに、地方自治法第 150 条第 2 項に規定する内部統制に関する方針の策定に準じ、本市独自の那覇市行政サービス品質方針を定めます。

本方針のもと、事務の適正な執行の確保及び市民満足度の高い行政サービスの提供に努め、住民の福祉の増進を図ってまいります。

1 基本的な考え方

- 私たちは、市民の満足度を高めるため、市民の視点に立ち、関係部門が連携し、正確で公平な行政サービスの提供及び事務を実施します。
- 私たちは、常に親切で丁寧な接遇に努め、さわやかな窓口対応を心がけます。
- 私たちは、持続可能な行財政運営を確立するために、目標と成果を重視し、継続的な業務改善に努めます。
- 私たちは、市政の情報を広く市民と共有し、地域力、市民力の向上を図り、市民との協働によるまちづくりを推進します。

2 目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

事務を処理するにあたっては、最小の経費で最大の効果を挙げるとともに、常に組織及び運営の合理化に努め、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにすることで、業務の目的達成を図ります。

(2) 報告の信頼性の確保

予算や予算の説明書、決算等による財務報告や政策の実施状況に関する報告等の信頼性を確保するため、これらに重要な影響を及ぼす可能性のある情報の適切な保存及び管理、並びに正当な手続きによる報告等の作成を図ります。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

職員は法令に違反して事務処理をしてはならず、このことが市民の信頼の基礎となることから、職員研修の実施や組織体制の強化に努め、業務に関わる法令、条例、規則その他の規程の遵守の徹底を図ります。

(4) 資産の保全

税を主な財源として取得された資産である財産や現金などの有形資産のほか、知的財産、住民に関する情報などの無形資産が、正当な手続及び承認の下に取得、使用及び処分されるよう、不正や誤りを防止するための体制の整備を図ります。

3 対象とする事務

市長事務部局における全ての事務

令和 4 年 4 月 1 日 那 覇 市 長